

## 平成30年度(前年度)におけるPCB廃棄物の保管状況等の届出について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の保管事業者等は、平成30年度中における保管又は使用並びに処分の状況等について、令和元年6月30日までに県知事に届け出る必要がありますので、次のとおり届出書を提出してください。

※記入要領に一部変更があり、廃棄物の種類に塗膜が追加、安定器の区分について表記方法が追記されておりますので、該当する報告がある方はご注意ください。

なお、中小企業者等や個人が保管する高濃度PCB廃棄物の処理費用につきましては、独立行政法人環境再生保全機構が運営する基金等の一部助成により、負担軽減が図られています。

### ■届出書の様式

#### (1) PCB廃棄物について

- PCB廃棄物を保管している場合 : 様式第一号
- PCB廃棄物が新たに判明した場合 : 様式第一号
- PCB廃棄物を処分した場合 : 様式第一号

#### (2) 高濃度PCB使用製品（※）について

- 高濃度PCB使用製品を使用している場合 : 様式第一号
- 高濃度PCB廃棄物を処分した場合 : 様式第一号

（※電気事業法に規定される電気工作物以外の高濃度PCB使用製品）

注意1：保管中の全てのPCB廃棄物を処分（委託契約）した場合、別途「様式第四号」の届出が必要です。

なお、昨年度中に全て処分（委託契約）し、既に「様式第四号」を届け出ている場合でも、最後に「様式第一号」の届出が必要です（様式第一号④に記載）。

注意2：使用中機器について、確認のため通電中の変圧器・コンデンサー等に近づくと感電のおそれがあり大変危険です。必ず電気保安技術者等に依頼して確認してください。

徳島県ホームページにおいて、様式のダウンロードができます。

【「PCB廃棄物の期限内処理について」】

URL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/recycling/2017042800138/>

### ■添付書類

- PCB廃棄物の保管状況が分かる写真（又は高濃度PCB使用製品の使用状況が分かる写真）を添付してください。
- 前年度に処分済みのPCB廃棄物（又は高濃度PCB使用製品）がある場合は、「マニフェストD票又はE票の写し」を添付してください。

■提出部数 : 2部（正本及び副本。なお、副本は写しで結構です。）

■提出期限 : 令和元年6月30日

■提出先 : 裏面記載のとおり

■提出先

(1) 事業場の所在地が「阿南市，那賀郡及び海部郡」の場合

徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当  
〒774-0011 徳島県阿南市領家町野神319  
電話 0884-28-9862  
ファクシ 0884-22-6404

(2) 事業場の所在地が「美馬市，三好市，美馬郡及び三好郡」の場合

徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当  
〒779-3602 徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73  
電話 0883-53-2060  
ファクシ 0883-53-2082

(3) 事業場の所在地が「上記以外」の場合

徳島県県民環境部 環境指導課 審査指導担当  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1  
電話 088-621-2269  
ファクシ 088-621-2846